

# 教職員・保育者を対象とした児童虐待防止マニュアルの内容分析と課題

安河内 美 樹\* 笠 原 正 洋

## A Critical Analyses of the Contents of Child Abuse Prevention Manuals for School and Childcare Workers

Miki Yasukouchi Masahiro kasahara

### I 問題と目的

児童虐待防止のためにその手順や視点を示したマニュアルは、非常に有用なものである。一般にマニュアルの役割は、専門知識・技術や経験の乏しい者でも一定の水準のサービスが提供できるよう、指針や行動を具体的に提示することにある（尾崎・原・板野・小野・芝野，2003）。実際、各自治体では、児童虐待防止に関して数多くのマニュアルを作成している。では、それらのマニュアルについてどれだけ検証がなされているのだろうか。

児童虐待防止の取り組みに関して、マニュアルの重要性を指摘する報告書は多い。例えば、子供の死亡原因を分析しその改善点を述べるものとして児童虐待死亡事例検証報告書がある。『高知県児童虐待死亡事例検証報告書』（2008）では、児童相談所業務における業務上の改善点として「高知市町村児童家庭相談マニュアルの作成・配布」という提言がある。それらに加えて、教育関係機関への対応として「教職員の虐待への対応力の強化、学校内における児童虐待対応体制の整備・充実」、「児童虐待通告書の提出と記録の徹底」の提言がなされている。また、『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について』（江戸川区事例 最終報告）（2010）では、学校に対する取り組みとして「虐待通告が義務であり全職員に周知徹底すること」、「虐待は組織的に対応すること」、「ネットワークを活用して虐待対応を行うこと」が提言として記述されている。このような記述は他の死亡事例検証報告書にも数多くみられる（『大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書』；2009、『児童虐待死亡事例検証報告書福島県』；2006など）。その提言の内容は、マニュアルを利活用することで、対応のきっかけをつかんだり対応に繋がったりする可能性を指摘するものである。以上のような観点からも児童虐待防止に関するマニュアルは、児童虐待の早期発見や対応に必要なツールであると同時に、教職員や保育者に何を学べばよいのかを気づかせる道具ともなる。さらに、関係機関と連携するための適切な対応等、虐待対応における道具と

もなると考えられる。

しかし、その内容の妥当性に関する検証は十分になされていない。庄司・谷口・安藤（1999）は、冊子等の発行年や発行部数・配布先・記述内容などの観点から子ども虐待防止の取り組みの現状を明らかにすることを目的として、都道府県・指定都市の福祉主管課を対象に調査を実施した。その結果、多くの都道府県・指定都市で冊子・パンフレット等が発行され、学校・保育所などにも広く配布されていることが確認された。しかし、実際の発行物を回収し記述内容について検討したところ、被虐待児の心理的治療について詳しい記述は必要ないが、その必要性については記述があったほうがよいこと、冊子を用いての研修会の開催等が望まれることを提言している。このように、庄司ら（1999）は記述内容の有無についての検討に留まりその内容を批判的に検討するなどの取り組みは行っていない。

児童虐待防止に関するマニュアルの記述内容を吟味する研究は、非常に乏しい現状にある。国内文献について平成27年8月に国立情報科学研究所のNII論文ナビゲーター（以下、CiNiiと略す）を利用して検索を行った。最初に「児童虐待防止マニュアル」、「虐待マニュアル」で検索したところ0件、「虐待防止手引き」では4件、「虐待防止マニュアル」では5件該当した。また、Magazine Plusで「マニュアル・児童」で検索したところ38件、「マニュアル・虐待」で検索したところ30件該当した。CiNiiとMagazine plusも含め77件であった。その中で重複しているものを省くと63件であった。63件の内訳は、学校19件（教科、生徒指導、虐待にどうかかわるのか等）、医療16件（ネットワーク、家族への対応、医療向けマニュアル等）、高齢者8件（高齢者虐待防止等）、施設4件（災害用、虐待防止マニュアル作成等）、市町村3件（ネットワークづくり等）、児童相談所3件（裁判事例等）、その他10件（ペアレントトレーニング等）であった。学校19件のうち虐待防止マニュアルに関するものについては、『子ども虐待に教職員としてどうかかわるか』（日野，2000）、『厚生労働省データファイル児童虐待予防マ

ニユアル虐待，平成2年度比で十六倍に』（厚生サロン，2002），『虐待対応マニュアルの作成と活用をどう進めるか』（迫田，2004），『大分県虐待防止へ全教員に対応マニュアル配布』（厚生福祉，2012）の4件であった。どれもマニュアルの紹介と配布の実施に関する報告などが主なもので記述内容の検討はなされていなかった。また，63件の中で，幼稚園・保育所に関するものはなかった。

保育所・幼稚園・学校においてマニュアルが整備されていない，もしくは整備されていてもうまく活用されていないことが，保育者らの不安や対応上の問題，例えば未通告に関連している可能性もある。保育所には虐待を疑われながらも通告されないままになっている児童が在籍しており（笠原・加藤，2005），その背後には，保育者に児童虐待を発見できるだろうかという「不安感」や，発見し通告しても何も変化しないのではないだろうかという「不全感」があることを報告している（笠原・加藤，2007）。そして，保育所における児童虐待の未発見や未通告を防止するためには，保育所や保育士が児童虐待防止活動において求められる対応行動を明確に意識し行動することが必要であると示唆している（笠原，2015）。一方，日野（2000）は，学校内部の機構や意識の問題と教職員の子どもの虐待への知識の乏しさの問題を指摘している。さらに，西原・原田・山口・張（2008）は，法律を知らないことや要保護児童対策地域協議会の認知度の低さが通告の障害になっている可能性を指摘している。このような現状を抱えている教職員・保育者にとって，児童虐待防止マニュアルを利活用することが，虐待防止や予防につながると考えられる。そのため，現在のマニュアルが，現状や問題を解決できる内容になっているのかを確認する必要があるだろう。

一方で，記載内容を確認すると同時に法律の改訂により記載内容も法律に則した形に変更されているのかを確認する必要がある。児童虐待の防止等に関する法律の制定（平成12年），児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の改正（平成16年），児童福祉法の改正（平成20年）など法的整備なども進んだ。そのため，法律の改正に合わせマニュアルの内容も変化すると考えられる。

そこで本研究は，保育者が不安を解消し，利活用できるマニュアルを整備する研究の一環として，教職員・保育者用のマニュアルを対象とした児童虐待防止マニュアルをとりあげ，内容分析を行う。そして，マニュアルに記載された項目の有無およびその内容について問題を指摘し，有用な記述とは何かについて提言を行う。

## Ⅱ 調査方法

### 1. 検討対象としたマニュアルと収集方法

平成16年以降に発行または改定されたマニュアルを対象とした。その理由は，平成16年に法的整備が行われたこと，市町村対応が始まったことによる。検討対象としたマニュアルは，19本となった（その詳細は付表1に示す）。これらのマニュアルは，インターネット上で「子供虐待」，「マニュアル」，「虐待防止」などの単語を入力し検索を行う中で表示されたものをダウンロードし収集することができた16本，それらのマニュアルの引用文献に記載されているマニュアルを検索し，収集することができた2本，自治体から提供されたマニュアル1本である。

### 2. 記載内容の分類項目作成（表1）

本研究では，庄司ら（1999）の研究を参考にして，「対応の仕方」を「対応の仕方（子供）」と「対応の仕方（保護者）」に分け，さらに「対応の仕方（子供）」，「対応の仕方（保護者）」を「発見時」，「一時保護」，「在宅支援」に分けた。また，「連携のあり方」についても「組織内」と「要保護児童対策地域協議会（表では要対協と表記）」とに分けて項目を作成した。次に，庄司ら（1999）の研究では，検討されていなかった「虐待の発生要因」，「虐待の影響」，「通告義務」，「通告先」，「記録の取り方」，「確証義務はない」の6つの項目を新たに設定した。

「対応の仕方」について「対応の仕方（子供）」と「対応の仕方（保護者）」とに分けた理由は，保育士を対象にした通告への抵抗感に関するアンケート調査において「保護者とトラブルになるのではないか」という回答が多数みられたように（中津，2015），子供への対応と保護者への対応を区別する必要があるからである。また，「連携のあり方」を「組織内」と「要保護児童対策地域協議会」とに分けた理由としては，平成16年の児童虐待防止法・児童福祉法の改正において要保護児童対策地域協議会の設置が法定化されたこと，死亡事例検証報告書の中でも組織内対応と要保護児童対策地域協議会について提言がなされていることによる。そして，「虐待の発生要因」と「虐待の影響」の項目を設けた理由は，虐待の影響を具体的に知ることによって，子供の様子から虐待を疑うことが出来るからである。また，虐待の発生要因の一つである家庭背景を理解することによって，個別支援を行う際の支援計画の策定や実行に活用できると考えられるからである。さらに，「通告義務」，「通告先」，「記録の取り方」については，死亡事例報告書の中にも提言として記述されており，法改正により通告が義務化されたことから記述が必要な項目と考えられた。なお，「確証



義務がない」という項目を新たに設定した。岩佐(1992)によれば、医師が通告をためらう理由として圧倒的に多い回答が「確定診断ができないから」であった。そのような誤解が教職員・保育者にも生じている可能性がある。

### Ⅲ 結果および考察

それぞれのマニュアルごとに項目の記述の有無を整理したものが表1である。その表1の下段にある記載率をみると記載率が約2割にとどまった項目は、「対応の仕方(子供・一時保護)」、「対応の仕方(保護者・一時保護)」、「被虐待児の心理的治療」であった。一方、記載率が8割を超えた項目は「虐待の定義・種類」、「発見のチェックポイントまたはチェックリスト」、「連携のあり方(組織内)」、「通告義務」、「通告先」、「確証義務はない」であった。具体的な記述内容と問題点については、以下に詳しく述べる。

なお、検討にあたっては、調査したマニュアルのうち『教職員のための児童虐待対応の手引き』(付表番号5番、以下、付表を引用する場合は番号のみを記述する)の内容との比較を行う。その理由は、内容分析(表1)において記述されている項目数が多い(22項目)ため、児童虐待防止活動の比較的広い範囲を網羅していると考えたからである。

#### 1. 記載率が低い項目

##### (1) 「対応の仕方(子供・一時保護)」

『教職員のための児童虐待対応の手引き』(5番)には、「学校における対応の実際」という項目があり、その中で子供・保護者にわけてかわりのポイントが示されている。子供用の表には、子供への接し方のポイントと子供への言葉かけ(例)が具体的に記述されている。また、「一時保護から在宅支援への具体的手順」という項目において、具体的手順(校内での保護の場合・移送時など)やその時の留意点が表として記載されている。どのようなことに職員が気を付ければ良いのかが理解しやすいものとなっている。この項目に関して、『いのちを守り育てるために』(18番)では、「子どもが安心して学校などで生活が送れるよう最大限の配慮と愛情を注ぎましょう」(18番より転載)と簡潔に記述されているのみであった。このような項目については、教職員・保育者にとって、より具体的な内容の方が実際に対応する際に参考になると考えられる。

##### (2) 「対応の仕方(保護者・一時保護)」

『教職員のための児童虐待対応の手引き』(5番)には、「子どもと保護者への対応」という項目があり、その中

で保護者への対応が記述されている。保護者への対応は、共感的に対応する者と社会規範的に対応する者との複数で対応する必要があるとされ、それぞれ対応する職員の役割分担も示されている。また、「一時保護への対応」という項目があり、ワンポイントアドバイスとして以下のように記述されている(5番より転載)。

一時保護の事実を知った保護者の不安や怒りを受け止めなければなりません。しかし、理不尽な学校への非難については、「一時保護の決定・実施は子ども家庭相談センター(児童相談所のこと、引用者が確認後記載)が行ったものであり、学校は止めることができない」と法律に従った、対応であることを告げてください。

また、保護者からの「子どもは、どこに居るんや」などのすべての問い合わせは、「子ども家庭相談センターに直接、尋ねてほしい」と一貫して答えてください。

保護者を責めても良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、保護者の話に傾聴することで自身の気持ちや悩みが出やすくなります。子どもが居なくなった寂しさや不安感をもつ保護者に対してサポートをしましょう。

このように、保護者からの非難についての対応が記述されていることにより、そのような場面での対応について事前に理解でき、一貫した対応ができると考えられる。また、『いのちを守りはぐくむために』(18番)には、「児童相談所での一時保護期間中、終了後の子どもや親への支援」という項目があり、その中においても以下のような記述がある。

一時保護に至ったということは、かなり深刻な状況・境遇にあったといえます。一時保護の期間中に、教職員が積極的に児童相談所に出向き、子どもや親とじっくり向き合うことが重要です。

その後、一時保護が終了し、子どもが学校等に復帰するという事は、何らかの親子関係の改善や一定の進展が見られたということです。

子どもが学校等に復帰する際には、児童相談所から保護期間中の親や子どもの状況や変化が見られた点、復帰後に気をつけなければならない点などを説明してくれますので、学校等はその内容を参考に見通しを立てた取組を進める必要があります。

この記述から、児童相談所からの連絡を待つという受け身の態勢ではなく、学校や幼稚園・保育所として保護者にどのような対応をしたらよいのかということ働きかけていくことが大切であると読み取れる。さらに、一時保護中から児童相談所と連携を行い学校や幼稚園・保育所が、在宅支援へ向けた受け入れ態勢を整えていく必要



があると考えられる。

### (3) 「被虐待児の心理的治療」

『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、記述されていない。『教職員のための児童虐待対応マニュアル』（6番）には、「通告後の対応」という項目があり、その中で、学校は治療機関ではないとしながらも子供への心理的援助について記述されている。さらに、心理的援助に加えて、トラウマの反応やトラウマの解消への過程等の説明や学校の中での子供の行動に職員がどう対応していけばよいのかということが詳しく記述されている。

一方、『教職員のための児童虐待対応マニュアル』（16番）には、「継続的な支援」という項目があり、その中で児童虐待を受けた子供の心のケアについては、専門家と連携を行っていく必要性が以下のように記述されている。これにより、子供がより専門的な支援を受けられることにつながるだろう。さらに、学校内での子供の行動に対してどのように対応していけばよいのかという記述があることで、子供の行動や態度心理面に対して注意を払うきっかけとなり、対応の糸口にもなりえると考えられる。

「児童虐待を受けた子どもは、癒し難い心の傷を負っており、表面上は元気であっても、思い出したくない、又は他人に知られたくないといった複雑な心理状態であるとともに、将来への不安や悩み等を抱えている。

このため、学校は、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心のケア（必要に応じて医療的ケアも含む）をしていく必要がある。」（16番より転載）

### (4) 「虐待予防策」について

『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、記述がない。『虐待防止マニュアル』（17番）には、保育園の役割として保育士が保育を通じてまた専門家として援助を行うこと等が虐待の発生予防になることが記述されている。このような記述があることにより、保育士はこれらの役割を遂行することが予防につながるという認識を持つことができると考えられる。これをより具体的に記述したマニュアルが、『いのちを守り育むために』（18番）である。「虐待の予防、早期発見、健全な子育てのための保護者への啓発」という項目において、学校・幼稚園・保育所内の中で取り組める内容を以下のように記述している。

「学校・幼稚園・保育所だより」や「学級通信」などで、子どもへの適切な関わり方を啓発したり、悩みを抱える親に相談できる関係機関を紹介したりしましょう。

保護者懇談会などで、児童虐待防止における学校等

の取組を伝えるとともに、近所に気になる家庭があれば市町村や学校に連絡してもらおうようお願いしましょう。

その際、子どもの命を守り、家庭がよりよくつながってほしいとの願いが『通告』であることを、保護者に伝え、理解を求めていくことが重要です。

学年懇談会や学級懇談会などで、教職員の方から子育ての悩みやしつけなどについて積極的に話題にあげ、親から子育ての楽しさや悩み、子育て観を気軽に話し合ってもらいましょう。そのことをきっかけに、一人ひとりの親が子育てについて改めて考えることができるし、親同士がつながっていくこともできます。

虐待予防は、保育者の大事な役割である。そのため、より具体的な取り組みの記述があることにより、実際の虐待防止活動に繋がると考えられる。

## 2. 記載率の高い項目

### (1) 「虐待の定義・種類」

説明の仕方は多様であったが、ほとんどのマニュアルに記載されていた。『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）の「児童虐待と子どもへの影響」という項目では、虐待の種類に関する説明と虐待の子供へ及ぼす影響が図で整理されている。整理、図示されることで、虐待の種類とその影響がよりわかりやすくなっている。さらに、虐待が1つの種類だけでなされることは少なく、いくつか重複している場合があることや子供に及ぼす影響については、虐待の程度や内容、個々の子供により異なることが記述されている。また、児童虐待の発生要因には、生活での大きなストレスや子供の養育困難、支援者がいない孤独や孤立感といった要因が重なって起こることが記述されていた。このような記述によって教職員・保育者は多重性虐待の存在や影響の複雑さや多様さに気付き、子供の様子を十分に見ようとする姿勢につながると考えられる。虐待の定義や種類は、教職員や保育士による虐待の発見の可能性を高め、さらに、危機意識を醸成するという点で重要な項目だと考えられるため記述はなされるべきである。

### (2) 「発見のチェックポイントまたはチェックリスト」

ポイントとリストという言葉の違いはあるが、内容に大きな違いはないことが読み取れた。チェックポイントであれチェックリストであれ、ほとんどのマニュアルでは、子供の様子と保護者の様子との2部構成になっていた。『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）の「児童虐待の気付き・発見」という項目では、「発見のためのチェックリスト」項目が表として記載されており、前書きとして、子供や保護者のSOSサインに気付くためにもチェックリストを利用すること、また項目に

該当するからといって必ずしも虐待の存在を示すわけではなく複数の目で検討することの大切さが以下のように記述されている。

先入観のみで判断することはよくないことですが、子どもや保護者の気がかりな振る舞いや行動から、虐待を疑ってみることは決して無駄なことではありません。様子が「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」と感じたら、子どもや保護者のSOSサインと捉えて、しっかりと受け止めなければなりません。

虐待の行為や子どもの年齢、経過年月や虐待者との関係等によってサインが異なります。ただ、一つのサインから、ただちに虐待と断定できるわけではありません。ですから一人で判断するのではなく複数で話合ってみることが大切です。

つまり、あくまでもチェックポイント・チェックリストは、子供の背景や保護者の状況をつかむための道具であり、状況をより詳細に見ていくための注意喚起を促すものになると考えられる。また、『虐待対応マニュアル』（17番）では、チェックシートになっており、チェック項目の横に欄を設け自由記述できるようになっている。このような自由記述欄を作っておくことで、どのような状況からチェックをつけたのかその時の状況も記録でき、場合によっては写真等も添付でき、より活用しやすくなると考えられた。

### (3) 「連携のあり方（組織内）」

多くのマニュアルで、ひとりで抱え込まないこと・職場で同僚や管理職に相談を行うこと・管理職の対応など組織内での対応の重要性について記載されていた。『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、「学校における対応の実際」という項目があり、その中で組織内対応やその際の教職員の役割が役職ごとに記述されている。それぞれの立場で何をすべきなのかが明確になっている点では、利用者にわかりやすい内容となっている。

また、「虐待を疑ったら、まず校内協議、そして通告」という項目があり、その中で「虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、学校としての判断や方針等を校内で協議する」と記述されている。校内で協議を行い学校としての判断をするというこの記述は、数多くのマニュアルにおいてもみられた（5, 7, 9, 11, 15, 16, 17, 19番）。『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、校内協議について「学校における対応の流れ」という図の中で、「構成メンバー、情報収集・情報共有、複数教員による緊急性の判断とそれに基づいた初期対応、役割分担した組織内対応」と記述されている。しかし、具体的にどのような協議を行うのかという記述はない。どのように協議するかをやや詳細に記述したマニュアルとし

て『児童虐待対応の手引き』（7番）がある。その「緊急会議の招集」という項目の記述内容を以下に転記する。

関係者が集まり、得られた情報を共有し、現状（子どもや家族の状況）を分析します。さらに、キーパーソンの決定、通告の要否の検討、通告の際の窓口担当の決定、もし、保護者や警察への支援要請等の必要が生じた場合の対応者の決定など、組織としての対応方針を決定します。

協議の主な参集者として、管理職、担任、養護教諭、その子どもに関係する保育士・教員、生徒指導担当、養護相談担当、スクールカウンセラー等が考えられ、当面の関係者のみで協議を行うか、生徒指導委員会など、その組織で決めた適当な場で行うか、あるいは、職員会議で話し合っ、全職員での共通理解が必要になる場合もあるでしょう。

会議の結果、校（園・所）内でしばらく様子を見ることにした場合は、今後その子どもにどのように対応していくか、保育士・教職員間の連携や各職員の対応などを十分に話し合い、共通理解をしておく必要があります。

ここで問題となるのが、校内での判断がもし間違っていたらどうなるのかということである。さらに、「会議の結果、校（園・所）内でしばらく様子を見ることにした場合」という記述もあり、様子を見ることにすることで早期支援が遅れたり虐待の重篤化を招いたりする可能性もある。それに加え、『児童虐待対応の手引き』（7番）では、緊急会議の招集の後に「市町村児童相談担当部署あるいは児童相談所への通告・相談」という項目があり、その中には校内で判断した上で、さらに通告先機関の判断を仰ぐか否かを決定するという手続きが以下のように明記されていた。

専門機関への通告を決めた場合、速やかに連絡します。

もし、緊急性が高く、一時保護などのより専門的な対応が想定される場合は、児童相談所へ通告します。

通告先が市町村になるのか、児童相談所になるのか判断に迷う場合は、児童相談所に通告するのがよいでしょう。

このように、通告に至るまでに幾度も判断を繰り返し、緊急性の判断を求められ通告の要否を検討するという記述は、虐待を疑いながらも通告は必要ないとの判断をもたらす危険性も考えられる。ここでは、児童相談所や市町村の虐待対応部署に連絡をいれ、状況を伝えて判断を求めることが必要ではないだろうか。『子どもの虐待対応マニュアル』（8番）では、「虐待対応における緊急性の判断は教育・保育機関のみでは行わない」と記述され

ている。つまり、判断を繰り返すことが通告ひいてはその後の連携を阻害している一因となっている可能性も否定できない。専門機関へ通告を行うことで、早い段階での対応や連携が始まる。その連携の中で、様々な支援策を講じることができると考えられる。確証義務までもが課されているという誤解をもたらす記述は問題があるのではないだろうか。

一方、連携のあり方（要保護児童対策地域協議会）については、組織内に比べて記載率が低い。『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、「学校における対応の実際」という項目があり、その中で要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議への参加、情報の共有や機関連携が必要であることが記述されている。さらに、「市町村の役割と機能」という項目があり、その中で以下のような記述がある。

各市町村の要保護児童対策地域協議会は、関係機関による情報の共有化と個人情報保護の関係性を明らかにするために、児童福祉法第25条により設置が努力義務とされています。

要保護児童対策地域協議会は、一般的に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の三層構造で運営されています。特に実務者会議の中に位置づけられている進行管理会議は、全てのケースについて定期的な状況のフォロー、担当機関の確認、援助方針の見直し等が検討されることになっています。

教育機関関係については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については市町村教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとし、個別ケース検討会議には、市町村教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者の参画が求められる場合があります。

要保護児童対策地域協議会の構造について記述されているが、それぞれの会議でどのようなことがなされるのかについては具体的には述べられていない。それに対して、『子どもの虐待対応マニュアル』（8番）の「ネットワークづくりは虐待問題解決の大きな力」という項目では、連携により得られるメリットが次のように述べられている。

#### ①多面的で柔軟な対応ができます

家族の情報が限られる中、複数の関係機関がネットを組み関与することで、情報が集められやすく対応策の組み合わせも拡がり、複合的問題を抱える家族を多様な側面から柔軟に支援できます。

#### ②情報・援助方針の共有、役割分担の明確化により迅速、的確な対応ができます

初期段階から情報を共有することで、虐待かどうかの

認識、問題生起のメカニズムに対する認識を統一でき、援助方針についての共通理解を図ることで適時、迅速な対応ができます。また、関係機関の協議の中で、お互いの機能・体制について情報交換することで、それぞれが果たせる役割や限界を理解できることから、適切な役割期待と役割意識がつけられます。

#### ③援助者同士、支え合うことができます

虐待への対処は、限られる情報の中、早期にかつ適切な対応が求められ、親との軋轢など苦慮することも多く、援助者も疲れたり傷ついたりします。ネットワークは、メンバーによる活動の場、複数の眼による検討の場であり、援助者相互の支援の場でもあることから、他の機関のバックアップを受けることができます。連携することでさらなる対応が可能になることが記述されており、連携につながりやすいと考えられる。また、『児童虐待対応の手引き』（7番）には、「保育所・幼稚園・学校における対応の流れ」という項目があり、その中で要保護児童対策地域協議会がどのような位置づけをされているのかが図で示されている。文章で要保護児童対策地域協議会の設置を記述するだけではなく、対応の流れを図として示すことにより、通告や相談から様々な機関がその家庭に支援を行うまでの流れが理解できると考えられる。

さらに、連携のあり方に関連して「記録の重要性」について記述されているマニュアルも数多くみられた。『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）の「虐待状況の把握」という項目の中で、通告を受けた市町村等は、学校の教職員の協力を得て安全を確認しつつ、虐待の有無について正確な記録等から判断すること、記録は、その後のアセスメント、援助や法的対応にとって重要な資料になることと記述している。また、その際の留意点として時系列で記録することや経過を伝聞情報と直接確認できた情報に明確に区分し記録すること等がポイントとして記述されている。それに併せて、記入表(例)も記載されている。記録の留意点や記入表などが記載されていることにより、どのような点について気をつければよいのかなどがわかりやすい形式となっている。これよりもより詳細に述べたマニュアルは、『いのちを守り育むために』（18番）である。その「記録の重要性」という項目では、以下のように具体的な内容が記述されている。

初期段階（気づいたとき）から記録を確実に残すことが重要です。その際には、将来、市町村や児童相談所等と連携することを想定して、以下の点に留意して記録を残してください。

#### ①具体的なことがわかるように、時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録していきます。「いつ、ど



ここで、だれが、だれに、なにを、どのように」を明確に記入します。

②目で見て明らかな事実については、写真や描画などを用いて記録に残します。

あざなどは、数日後には薄れてしまうので、気づいたそのときに必ず記録しましょう。

③本人から聴いた内容は、語られた言葉どおりに記録します。

『どういう問いかけに対して、どう答えたのか』の他、どのような反応・表情だったのかも別途記録しておく有効です。

④抽象的な記述にならないように注意します。

「落ち着きがない」だけでなく、「〇〇の時に、××の行動をとるなど落ち着きのなさが見られた」など具体的な状況を記述しましょう。

⑤伝聞情報と確実な情報は区別して記録を残していきます。

学校等で対応策を検討する場合に、伝聞情報（推測やうわさ話、記述者の主観など）が参考になることもありますが、伝聞情報と確実な情報を混同すると、正確な判断ができなくなる場合があります

このように何を記録しなければならないのか、どのように記述したら良いのかということが具体的に記述してあることで、教職員・保育者は子供の状態を丁寧にみて記録することができるようになると考えられる。

#### (4) 「通告義務」

『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、「児童虐待の通告」という項目があり、その中で通告義務が児童虐待防止法第6条で規定されていること、通告は学校長の判断に基づいてなされる必要があること、しかし、何らかの理由により学校として通告できない時は虐待を疑った教職員個人の判断で通告しても守秘義務違反に問われることはないことについて記述されている。また、通告の方法として口頭でも良いが、後に文書を提出することが望まれることが記述されており、書式も虐待相談・通告受付表として添付してあった。通告義務が法律でどのように定められているかの記述があり、表があることで通告に必要な内容がまとめられる点ではわかりやすいと考えられた。一方、『小さなサインを見逃さないで』（12番）の「相談・通告」という項目では、なぜ通告しなければならないのかその理由が明記されており、そのやりとりの中で相談・通告の際に留意する事項として以下のように記述されている。

##### (1) 子どもを心身の危険から守る

危険から子どもを守って安全を確保するために、まず児童相談所等に相談・通告しましょう。相談・通告については、電話でもかまいません。

##### (2) 疑いを大切に

虐待はさまざまな形で隠されます。疑いをもつことは重要なことです。

##### (3) 確証を求めない

虐待を証明することは困難です。確証を求めているは子どもを守れません。まずは、相談や通告などの行動を起こしましょう。

##### (4) 一人で抱え込まない

虐待への対応は、誰でも難しいものです。虐待を疑ったら、一人で抱え込まずに、同じ職場の同僚や他の機関と連携して智恵を出し合しましょう。

##### (5) 他人任せにしない

通告したからといって、すべてを他人任せにしては子どもを救うことはできません。サインを受け取ってくれた人こそが、子どもにとって命の綱なのです。専門機関と連携をとりながら子どもを守る努力を続けましょう。

##### (6) 記録をとる

今後の対応のために、できるだけ記録に残しておきましょう。

さらに、通告者が誰なのか外部に知られることはなく、勘違いであっても、それを責められることも、虐待の確証を求められることもないという記述もある。法的位置づけだけでなく、なぜ通告が必要なのかという記述があることにより、保育者らは通告に対する抵抗感が低くなるのではないかと考えられる。

このように通告義務について内容分析を行う中で、緊急性の判断を求めているものが多くみられた。これは、通告の回避につながる重大な内容であると考えられる。そこで、通告義務に関する早期発見・確証義務はない・守秘義務・緊急性の判断について内容を抜粋して、さらに詳しく内容分析を行うこととする（表2）。それぞれのマニュアルから「早期発見」、「確証義務はない」、「守秘義務」、「緊急性の判断」についてマニュアルの中ではどのように記述されているのかを抜粋・要約して一覧表にしたものが表2である。

##### ① 早期発見

平成12年に児童虐待防止法が成立しその中で、関係機関及びその職員に対する早期発見等の努力義務が課せられた。さらに平成16年には児童虐待防止法の改正が行われ組織に対しても課された。『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）では、「通告と守秘義務」という項目があり、その中において、「児童虐待防止法第5条には、『学校、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない』と規定されています。」と記述されている。



他にも法律と関連付けて記述しているものもあれば『子ども虐待対応ハンドブック』（1番）のように「早期発見に努めましょう」という項目があり、取り組む留意点は記述されているものの根拠となる法律の記述はないものもあった。早期発見を行うことが虐待防止の中で重要な位置づけであることを思えば、児童虐待の防止等に関する法律第5条の条文を記載した方がより早期発見への意識が高くなると考えられる。

## ② 「確証義務はない」、「守秘義務」

『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、「児童虐待の通告」という項目があり、その中で、「『〇〇のような（虐待が疑われる）場合は、虐待の事実の有無に関わらず、市（町村）に通告することが法律で決められています』とはっきり保護者に伝える。」と記載されており、この記述から読み取らなければならないだろう。それに対して、『児童虐待対応マニュアル』（10番）には、「虐待の証明はしなくてもよい」という項目があり、その記述は以下の通りであった。

保育所や学校の中で虐待を証明することは困難です。虐待を疑っても、「もし間違っていたら・・・」と思うのはごく自然なことです。虐待を確信して通告することの方が、むしろ少ないのです。虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた市町村又は児童相談所などの役割になります。

このような記述であると虐待の証明はしなくてもよいことに加えて判断する機関を記述することでそれぞれの機関の役割について理解できる。さらに確証義務を考慮しない必然性を記述したのが『小さなサインを見逃さないで』（12番）の「相談・通告の際に留意する事項」という項目である。

「虐待を証明することは困難です。確証を求めています子どもを守れません。まずは、相談や通告などの行動を起こしましょう。」（12番より転載）

このような記述であると子供を守るために通告を行うことが理解できる。このように確証義務はないということ記述することで通告につなげようとする意識が高まるのではないかと考えられ、重要な記述であると考えられる。

『児童虐待対応の手引き』（15番）には、「児童虐待の通告義務の優先」という項目があり、その中で、「児童虐待の通告義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にはあたりません。」と記述しており、さらに、個人情報保護に関する法律についても参考として記載され通告者の保護についても法的な規定が示されていた。このように、通告義務と守秘義務違反についての記述や法的根拠を記述することで、通告への戸惑いが安心へとつながると考えられる。その具体的な記述が、『児童虐待対応マ

ニュアル』（10番）にもある（10番より転載）。

児童虐待防止法第6条の第3項では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に通告することは、守秘義務違反にはならないと規定しています。刑法の秘密漏示罪や国家公務員法及び地方公務員法による秘密漏示罪は、「正当な理由がない」のに職務上知り得た秘密を漏らしたときに適用されます。児童虐待を受けたと思われる子どもの通告は、子どもを守ることが目的であるため、「正当な理由」に該当すると解され、守秘義務違反には当たらないのです。

このように守秘義務違反にならないということを法的な規定から記述することは、どのような状況の時に守秘義務違反にならないのかを知ることになり、さらに通告にもつながる大事な要素であると考えられる。

## ③ 緊急性の判断

『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）には、「学校における初期対応」という項目があり、緊急度アセスメントシートと虐待の重症度のシートを記入することと以下のように記述している。

子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を基に、①緊急度や②虐待の重症度を早急に協議して判断するなど、学校としての組織的な対応が必要です。

緊急度アセスメントシートは、項目をチェックしていくことで緊急度が変化する。たとえば、緊急度Aに該当した場合は、分離を前提とした緊急介入（緊急一時保護を検討）となり緊急度Bに該当した場合は、発生（再発）防止のための緊急支援（発生前の一時保護の検討）となる。項目を参考にして判断を行うことを求めている。他の多くのマニュアルでもこのように緊急度を判断し、さらに緊急度に応じて通告先を判断する内容になっている。それに対して、学校・保育所等のみでは緊急度を判断しなくてもよいという記述が『子ども虐待対応の手引き』（19番）の「子ども・保護者への早期対応と支援の留意点」という項目にある（19番より転載）。

緊急度の判断は、市町村や児童相談所、またはそれらを交えたネットワークの中で判断すべきです。緊急性は低いと思ひこんだために、手遅れになった事例は少なくありません。通告者に虐待の証明、立証責任はありません。学校・保育所等の役割は、とにかく早く市町村や児童相談所と連絡をとることです。

このような記述であれば通告先機関へ通告・連絡がつながりやすくなるのではないだろう。連絡先一覧も記述されている。相談・通告機関一覧や連絡先については記述がないマニュアルもあったが、連絡先を入れておくことで探さずに連絡をすることができると考えられる。ただし、どこに通告してよいのか判断がつかないために見通

告や通告の遅れという問題が生じるかもしれない。そのため、通告先一覧にあわせてどこかに連絡をすれば必ず繋がっていくということを明記することが大切ではないかと考えられる。

#### IV 今後の課題

今回の分析では、教職員・保育者用のマニュアルの内容分析を行なうことで、記述内容に差があることが明らかになった。記載率の高かった『教職員のための児童虐待対応の手引き』（5番）を基に記述内容の検討を行った。しかし、記載率が高くても他のマニュアルと比較することでさらに詳しくわかりやすい内容や記述になることが示唆された。つまり、現在、使用しているマニュアルの内容についても、内容を検討し改善していく必要性もあると考えられる。実態に即したマニュアルにするためには、マニュアルを使用している現場の職員からも意見を聞き、専門家も交えて話し合うことが必要である。そうすることで、疑問点や改善点が明確になり活用できるマニュアルにつながると考えられる。

また、尾崎ら（2003）の中でも課題とされていたように、作成したマニュアルを実践の場に渡す際には、マニュアルについての研修が必要である。研修を行うことで、使用する者が独自の解釈をしてしまうことを防ぐことができる。さらに、マニュアルの意義やその中に書かれている内容を理解することで対応の仕方やどのような情報を集めればよいのかがわかるだろう。マニュアルを活用することで知識が増え「もしかして？」と虐待を疑う目が養われるだろう。

今後の課題として、3つの点を指摘できる。1点目は、福祉と教育の対話のあり方がマニュアルの内容に影響を及ぼしている可能性もあるため、児童相談所の発行したマニュアルと教育機関や保育機関が発行したマニュアルを区別して内容を精査することである。違いを明らかにすることにより、お互いに足りないところを補完できるマニュアル作成の視点を得ることができると考えられる。2点目は、要保護対策地域協議会のマニュアル内容について充実させることである。マニュアルの検討を行う中で、要保護対策地域協議会の記載率が低かった。実践の場では、関係機関と協働しながら家庭や子供へ支援を行っていくことが求められる。そのため、現状の問題点をカバーするようなマニュアルはどのようなものであるかを整理し作成していく必要がある。3点目は、マニュアル内容が一人一人の保育者にどの程度周知されているのか、またマニュアルの周知と通告の関係性等について実証的に検討することを通して、虐待防止活動をより有機的、機能的に行えるマニュアル内容の改善と研修

体制の在り方を検討することである。

#### 引用文献

- 日野宜千. (2000). 子ども虐待に教職員としてどうかわるか. 子ども虐待とネグレクト. 2(1), 68-73.
- 岩佐嘉彦. (1992). アンケートからみた医師通告義務制度. 特集 児童虐待一家族の機能障害と司法の課題. 法と民主主義 No. 267, 14-17.
- 児童虐待死亡事例検証報告書福島県. (2006). <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/29539.pdf>
- 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（江戸川区事例 最終報告）. (2010). <http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2010/05/DATA/40k5b301.pdf>
- 笠原正洋・加藤和生. (2005). 保育園の保育士は潜在する被虐待児を発見し通告できているのだろうか？「潜在的児童虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究（平成13-15年度科学研究費補助金基盤研究（B）(2)）研究成果報告書, 121-128.
- 笠原正洋・加藤和生. (2007). 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および通告に関する実態調査. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 43, 13-19.
- 笠原正洋. (2015). 保育所に勤務する保育士の児童虐待防止に関する対応行動評価尺度作成の試み. 中村学園大学発達支援センター研究紀要, 6, 1-11.
- 高知県児童虐待死亡事例検証委員会報告書. (2008). [http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/files/2009010700229/2009010700229\\_www\\_pref\\_kochi\\_lg\\_jp\\_uploaded\\_attachment\\_35119.pdf](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/files/2009010700229/2009010700229_www_pref_kochi_lg_jp_uploaded_attachment_35119.pdf)
- 厚生労働省データファイル児童虐待予防マニュアル 虐待, 平成二年度比で十六倍に. (2002). 厚生サロン, 40-43.
- 中津郁子. (2015). 児童虐待予防に関する保育士への意識調査. 鳴門教育大学研究紀要, 30, 33-40.
- 西原尚之・原田直樹・山口のり子・張世哲. (2008). 子ども虐待防止にむけた保育所, 学校等の役割と課題. 福岡県立大学人間社会学部紀要, 17(1), 45-58.
- 大分県虐待防止へ全教員に対応マニュアル配布：福祉避難所の指定促進（特集 都道府県政令都市2012年度厚生・労働・環境関係予算（12）. (2012). 厚生福祉
- 大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書. (2009). [http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/000007/7122/12\\_01\\_gyakutai\\_shougakujoji.pdf](http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/000007/7122/12_01_gyakutai_shougakujoji.pdf)
- 尾崎京子・原佳央理・板野美紀・小野セレストマ摩耶・芝野松次郎. (2003). 『子ども虐待対応の手引き』活動実態調査. 子ども虐待とネグレクト. 5(2), 380-395.
- 迫田恒夫. (2004). 「虐待対応マニュアル」の作成と活用をどう進めるか（特集 虐待防止にどう取り組むか－児童虐待防止法の改正と学校対応課題）. 月刊教職研修, 12月号, 40-43.
- 庄司順一・谷口和加子・安藤朗子. (1999). 都道府県における虐待防止の取り組みの現状子どもの虐待防止にかかわる冊子, パンフレット等の発行状況およびその内容の分析（厚生省S）. 厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書平成10年度5/6, 290-301.

表2 虐待マニュアル比較表

	早期発見	確証義務はない	守秘義務	緊急性の判断
1	子ども虐待の早期発見に努めましょう	確証が得られないために通告できないのはあってはならない	児童虐待防止等に関する法律第6条において秘密の漏示や守秘義務違反に当たらない	虐待が疑われる⇒児童相談所、市町村、県福祉事務所 子どもの生命に危険⇒警察
2	子ども虐待の早期発見に努めましょう	確証が得られないために通告できないのはあってはならない	児童虐待防止等に関する法律第6条において秘密の漏示や守秘義務違反に当たらない	虐待が疑われる⇒児童相談所、市町村、県福祉事務所 子どもの生命に危険⇒警察
3	児童虐待の早期発見 児童虐待の防止等に関する法律第5条	児童虐待に係る通告義務の拡大	通告義務は守秘義務違反に優先 児童虐待防止等に関する法律第6条第3項	
4	児童虐待の防止等に関する法律第5条 児童虐待の早期発見等		児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項 通告義務は守秘義務に優先	情報収集後専門機関に通告。緊急かつ必要な場合は、個人でも直ちに通告を行い、その後緊急支援委員会を開き情報の収集。フローチャートと違う。役割と留意点には通告の要否を判断し、子ども総合相談センター・区保健センターへ通告
5	児童虐待防止法第5条には、「学校、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。	保護者と協力して子どもを教育することと同時に教育の専門機関として子どもを守るために毅然とした対応が求められます。このような場合「〇〇のような(虐待が疑われる)場合は、虐待の事実の有無に関わらず、市(町村)に通告することが法律で決められています」とはっきり保護者に伝える。	児童虐待防止法第6条の定めについて⇒この場合の通告については学校長の判断に基づいてなされる必要がある。しかし、なんらかの理由により学校として通告できない時は、虐待を疑った教職員個人の判断で通告しても守秘義務違反に問われることはありません。	フロー図より ③校内協議において複数教職員による緊急度の判断と、それに基づいて初期対応 ④通告の緊急性判断 高い⇒子ども家庭相談センター(児童相談所)、警察署 低い⇒市町村児童虐待担当課
6	児童虐待防止法第5条 児童虐待の早期発見等	虐待の証明はしなくてよい 虐待かどうかを判断するのは、通告する側ではなく通告を受けた児童相談所や市町村の役割。	守秘義務は通告の義務の遵守を妨げない	初期対応 緊急性の判断 子どもに危険がある時「明らかに虐待とわかる状態」⇒緊急性が高い場合は直ちに児童相談所に通告し安全確保。教職員が判断の目を持つことが重要
7	児童虐待の早期発見義務 保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見に努める義務があります。 児童虐待の防止に関する法律第5条	虐待かどうかの証明は必要ありません。	通告は守秘義務に優先し、個人情報保護法でも情報提供が認められています。	管理職から校内体制の整備までに緊急性の判断 緊急性 結果重大⇒児童相談所か警察 校内体制の整備では経過観察、比較的軽微⇒市福祉事務所 専門的支援⇒児童相談所
8	教育・保育関係機関、教育など関係者には、児童虐待を早期に発見する義務があります。(児童虐待の防止などに関する法律第5条第1項) 努力義務	虐待対応における緊急性の判断は教育・保育機関のみでは行わない。「通告者に虐待の証明、立証責任はありません。」	児童虐待の通告義務は守秘義務に優先します。	虐待における緊急性の判断は教育・保育機関のみでは行わない
9	児童虐待防止法で学校及び教職員に求められている役割 第5条 児童虐待の早期発見に努めること	はじめに 確実な証拠を見つけることなく、虐待と思われる場合は直ちに通告して、関係機関による安全確認に協力していくこと 虐待の確証を得るまでの義務はありません。	通告の方法 児童虐待防止法第6条第3項では、通告義務は公務員などの守秘義務よりも優先されると規定	通告・相談 緊急性が高い場合⇒児童相談所 原則として市町村の相談窓口
10	児童虐待防止法第5条第1項の中では、教職員や児童福祉施設の職員などの「個人」に加え、学校や児童福祉施設などの「組織(団体)」についても、児童虐待の早期発見に努めなければならない義務が課せられています。	虐待の証明はしなくてもよい 保育所や学校の中で、虐待を証明することは困難です。虐待を疑っても、「もし間違っていたら・・・」と思うのはごく自然な事です。虐待を確信して通告することの方がむしろ少ないのです。通告を受けた市町村又は児童相談所などの役割になります。	児童虐待防止法第6条3項児童虐待を受けたと思われる子を発見した場合通告することは守秘義務違反にならないと規定しています。刑法の秘密漏示罪や国家公務員法及び地方公務員法による秘密漏示罪は、「正当な理由がない」のに職務上知り得た秘密を漏らしたときに適用されます。児童虐待を受けたと思われる子どもの通告は、子どもを守ることが目的であるため、「正当な理由」に該当すると解され、守秘義務違反には当たらないのです	通告先 市町村 児童相談所⇒危険であり早急な保護が必要な場合 児童委員⇒通告の仲介 学校から通告相談 緊急性の高い場合⇒児童相談所



	早期発見	確証義務はない	守秘義務	緊急性の判断
11	学校・園の責務 児童虐待防止法第5条では学校の教職員は、日常的に子どもに関わる時間も長く、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して、児童虐待の早期発見に努めなければならない	通告者について 虐待の証拠を求められるということもありません。		協議 虐待疑いの判断及び通告についての検討 学校・園としての通告と緊急度アセスメント 緊急アセスメントシートを参考に する 緊急性高い⇒子育て支援課
12	児童虐待の防止等に関する法律（早期発見） ※本文中には文言はなく「児童虐待防止等に関する法律」新旧対照表に記載	確証を求めない 虐待を証明することは困難です。確証を求めているのは子どもを守れません。まずは、相談や通告などの行動を起こしましょう。	児童虐待の防止等に関する法律第6条 ※本文中には文言はなく「児童虐待防止等に関する法律」新旧対照表に記載	危機的な状況⇒緊急介入（児童相談所・警察・医療機関） 初期対応の相談は関係機関 重症度 最重度、重度、中度、軽度、 予備軍
13		判断する必要はありません。虐待かどうか疑問に思ったときはありのままを通告先に伝えてください。	通告によって守秘義務違反に問われることはありません	家庭児童相談課 児童相談係と児童相談所 生命が危ぶまれる⇒児童相談所 生命が今すぐ危ぶまれる⇒警察・救急
14		判断する必要はありません。虐待かどうか疑問に思ったときはありのままを通告先に伝えてください。	通告によって守秘義務違反に問われることはありません	家庭児童相談課 児童相談係と児童相談所 生命が危ぶまれる⇒児童相談所 生命が今すぐ危ぶまれる⇒警察・救急
15	保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見に努める義務があります。 児童虐待の防止等に関する法律第5条	児童虐待を受けたと思われる児童」であり「児童虐待を受けた児童」ではないことに注意。 虐待を受けたという確証を得る必要はありません。 虐待かどうかの証明は必要ありません。	児童虐待の通告義務は守秘義務に優先し守秘義務違反にはあたりません	緊急性が高いと判断⇒市町村又は児童相談所 重症、性的虐待⇒警察署・医療機関の受診 医療機関・子どもの安全確保を最優先
16	本文中には早期発見という項目がある 大阪府子どもを虐待から守る条例の中に記載 第3章 早期発見及び早期対応	確証がなくても速やかに通告できる体制の整備 速やかな通告 確証がなくても速やかに市町村児童虐待担当課又は児童相談所に通告すること		確証がなくても通告 通告先⇒市町村又は児童相談所
17	児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見などとして、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。		通告は守秘義務に優先する	通告を行うかどうか判断 関係機関へ通告か園内での経過観察・援助の判断
18	児童虐待防止法（第5条） 児童虐待の早期発見に努めなければならない		通告義務は子どもを救うための大切な義務ですから、法律上の守秘義務より優先するとさだめられています。	緊急性が高いと思われるケース⇒児相に直接通告 命にかかわる⇒警察 重篤⇒児童相談所
19	幼稚園・保育所・小中学校など関係者の虐待の早期発見に努める義務 児童虐待防止等に関する法律第5条	通告者に虐待の証明、立証責任はありません。	守秘義務に優先する虐待の通告義務 通告は守秘義務に優先します。	緊急度の判断は、市町村や児童相談所、またはそれらを受けたネットワークの中で判断すべきです。

付表1 マニュアル一覧 (URL)

番号	タイトル (発行)	対象 (発行年)	URL
1	子ども虐待対応ハンドブック (福岡県)	保育所・幼稚園・ 届出保育施設用 (平成24年3月発行)	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/68135_14598749_misc.pdf">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/68135_14598749_misc.pdf</a>
2	子ども虐待対応ハンドブック (福岡県)	小学校・中学校用 (平成24年3月発行)	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/68135_14598750_misc.pdf">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/68135_14598750_misc.pdf</a>
3	子ども虐待防止のためのマニュアル (福岡市こどもの虐待防止連絡会議 こども総合相談センター)	保育所・幼稚園用 (平成18年)	<a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/23483/1/manual.pdf">http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/23483/1/manual.pdf</a>
4	児童生徒の虐待防止マニュアル (福岡市教育委員会)	教職員 (平成18年4月)	<a href="http://www.pref.nara.jp/secure/39467/jidoug yakutai.pdf">http://www.pref.nara.jp/secure/39467/jidoug yakutai.pdf</a>
5	教職員のための児童虐待対応の手引き (奈良県教育委員会事務局学校教育課)	教職員 (平成20年12月)	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/gyakutai.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/gyakutai.html</a>
6	教職員のための児童虐待対応マニュアル (千葉県教育庁教育振興部指導課)	教職員 (平成19年3月)	<a href="http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/157906.pdf">http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/157906.pdf</a>
7	児童虐待対応の手引き (福島県保健福祉部児童家庭グループ)	保育従事者・教職員 のための (平成19年12月)	<a href="http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/157906.pdf">http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/157906.pdf</a>
8	子どもの虐待対応マニュアル (愛知県中央児童・障害相談センター/ 健康福祉部児童家庭課)	教育・保育関係機関用 (平成19年3月)	<a href="https://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/annai/manyu/kyouiku/manyu_kyouiku_new.pdf">https://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/annai/manyu/kyouiku/manyu_kyouiku_new.pdf</a>
9	児童虐待対応の手引き (岡山県教育庁人権教育課)	教職員・保育従事者 (平成23年3月)	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/documents/488609.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/documents/488609.pdf</a>
10	児童虐待対応マニュアル (埼玉県 福祉部 こども安全課)	教職員・保育従事者 (平成24年2月改訂)	<a href="http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/image/778756E41CC0E57649256C4F00204761/\$FILE/gyakuma.pdf">http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/image/778756E41CC0E57649256C4F00204761/\$FILE/gyakuma.pdf</a>
11	教育現場における児童虐待対応マニュアル (三木教育委員会)	教育現場 (平成20年1月)	<a href="http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/image/778756E41CC0E57649256C4F00204761/\$FILE/gyakuma.pdf">http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/image/778756E41CC0E57649256C4F00204761/\$FILE/gyakuma.pdf</a>
12	小さなサインを見逃さないで (和歌山県教育庁学校教育局小中学校課)	教職員 (平成16年6月)	<a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/kaiken/160241.pdf">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/kaiken/160241.pdf</a>
13	富山市虐待防止マニュアル ダイジェスト版 (富山市家庭児童相談課)	小学校・中学校用	<a href="http://www.city.toyama.toyama.jp/data/open/cnt/3/13547/1/toyamashijidoug yakutaiboushimanual_shogakko_chugakkoyou.pdf">http://www.city.toyama.toyama.jp/data/open/cnt/3/13547/1/toyamashijidoug yakutaiboushimanual_shogakko_chugakkoyou.pdf</a>
14	富山市虐待防止マニュアル ダイジェスト版 (富山市家庭児童相談課)	保育所・幼稚園用 (平成26年10月)	<a href="http://www.city.toyama.toyama.jp/data/open/cnt/3/13547/1/toyamashijidoug yakutaiboushimanual_hoikusyo_youtienyou.pdf">http://www.city.toyama.toyama.jp/data/open/cnt/3/13547/1/toyamashijidoug yakutaiboushimanual_hoikusyo_youtienyou.pdf</a>
15	児童虐待対応の手引き (大分県福祉保健部こども子育て支援課)	教職員・保育従事者 (平成24年7月)	<a href="http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/157906.pdf">http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/157906.pdf</a>
16	子ども達の輝く未来のために (教育振興室高等学校課・支援教育課)	教職員 (平成23年3月)	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6396/00000000/H22.3_gyakutaibousitebiki.pdf">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6396/00000000/H22.3_gyakutaibousitebiki.pdf</a>
17	虐待対応マニュアル 上水保育園	保育園 (平成22年2月)	<a href="http://www.josui.net/pdf/cruelty_manu.pdf">http://www.josui.net/pdf/cruelty_manu.pdf</a>
18	いのちを守り育むために (高知県教育委員会事務局人権教育課)	教職員用 (平成20年8月)	<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/files/2009111600268/2009111600268_www_pref_kochi_lg_jp_uploaded_attachment_18882.pdf">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/files/2009111600268/2009111600268_www_pref_kochi_lg_jp_uploaded_attachment_18882.pdf</a>
19	子ども虐待対応の手引き (熊本県教育委員会)	幼稚園・保育所・ 小中学校等 (平成19年3月)	<a href="http://kyouiku.higo.ed.jp/page2017/005/">http://kyouiku.higo.ed.jp/page2017/005/</a>